

令和5年度大分県景観副読本作成業務委託に関する
業者選定委員会設置要綱

(業務の目的)

第1条 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課が企画提案競技（以下、プロポーザル方式）により発注する「令和5年度大分県景観副読本作成業務委託」の評価及び契約の公正を期するため、同業務に関する業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、プロポーザル方式による契約手続に関する次に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案書を特定するための評価基準の決定
- (2) 企画提案書の特定
- (3) その他前各号に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、都市・まちづくり推進課長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は必要に応じて、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

別 表

職 名	氏 名	備 考
一般社団法人地域力創造デザインセンター代表理事	高尾 忠志	委員長
別府市建設部都市計画課長	籠田 真一郎	
教育庁義務教育課長	小野 勇一	
土木建築部都市・まちづくり推進課長	秋月 宏昭	